

重要事項説明書

地域密着型通所介護

『事業所概要』

事業者名	医療法人高浜内科	
所在地	西尾市上町菖蒲池 1 4 番地 1	
代表者名	理事長 高濱 和也	
提供サービス	地域密着型通所介護	
事業所名	医療法人高浜内科華楽	
事業所住所	西尾市永吉四丁目 31 番地	
指定番号	(2393200395) 号	
管理者および連絡先	高濱 直也	T E L (0563)-65-0411
サービス提供地域	西尾市（佐久島を除く）	

事業の目的と運営方針

「事業の目的」

医療法人高浜内科が開設する医療法人高浜内科華楽（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員および介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

「運営の方針」

事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

「職員体制」

職 種	人 員		
	合 計	常 勤	非常勤
管理者	1 名	1 名	
生活相談員	1 名以上	1 名以上	
看護職員	1 名以上		
機能訓練指導員	1 名以上	1 名以上	
介護職員	1 名以上	1 名以上	1 名以上

「営業日時」

営業日	月曜日 ～ 土曜日
休日	日曜日、年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日除く、国民の休日等
営業時間	9 : 00 ～ 20 : 00
サービス提供時間	1 単位 9 : 00～12 : 10 2 単位 13 : 10～16 : 20

	3 単位 16 : 30～19 : 40
--	----------------------

「苦情申立窓口」（TEL：0563－65－0411）

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 月 ～ 金 午前9時～午後5時まで ご利用方法 電話にて受付いたします 担当者：高濱 直也
その他関係機関	西尾市健康福祉部 長寿課 TEL 0563-65-2119 愛知県国民健康保健団体連合会介護保険室 TEL 052-971-4165

「非常災害時の対策」

消防法施行規則第3条に規定する計画と風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき対応します。また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

「事故発生時の対応」

事故発生時には、本契約書、第12条に基づき対応を行います。

「緊急時の対応」

緊急時には、利用者の主治医に連絡する、医療機関において受診していただくなどの対応を行います。

「第三者評価の実施状況について」

実施なし

「ご利用の際に留意いただく事項」

居室・設備・器具の利用	施設内の設備や器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	原則としてご自身での管理をお願いしております。そのため、現金や貴重品は最小限とし盗難にご注意してください。
利用中の安全性	事業所は利用者様に対し、安全な環境整備や職員の配慮などを行っておりますが、それでもなお、利用中に、転倒や体調の悪化などの予測し得ない事象が起こりえます。利用時には、その点をご留意いただくようお願いしております。
体調の悪化時	緊急時には、上記「緊急時の対応」を行いますが、サービス利用前やサービス利用中において体調の悪化や感染性の疾患が発症した場合などには、利用中止のお願いをすることがありますのでご了承ください。
医療機関への受診	利用中において止むを得ず医療機関を受診する場合は、外部医療機関、併設医療機関に関わらず、原則として、ご家族に対応をお願いしております。
キャンセル	利用をキャンセルする場合には、送迎の関係上、当日8時00分までに、事業所へご連絡下さい。

サービス内容説明書については別紙参照

重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業・通所介護相当サービス）

『事業所概要』

事業者名	医療法人 高浜内科	
所在地	西尾市上町菖蒲池1 4 番 1	
代表者名	理事長 高濱 和也	
提供サービス	通所介護相当サービス	
事業所名	医療法人高浜内科華楽	
事業所住所	西尾市永吉四丁目31番地	
指定番号	(2393200395) 号	
管理者および連絡先	高濱 直也	T E L (0563)-65-0411
サービス提供地域	西尾市（佐久島除く）	

事業の目的と運営方針

「事業の目的」

医療法人高浜内科が開設する医療法人高浜内科華楽（以下「事業所」という。）において実施する西尾市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護相当サービス）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態若しくは事業対象者である高齢者（要支援者等）に対し、適正な指定通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

「運営の方針」

通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

「職員体制」

職 種	人 員		
	合 計	常 勤	非常勤
管理者	1 名	1 名	
生活相談員	1 名以上	1 名以上	
看護職員	1 名以上		
機能訓練指導員	1 名以上	1 名以上	
介護職員	1 名以上	1 名以上	1 名以上

「営業日時」

営業日	月曜日 ～ 土曜日
休日	日曜日、年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日除く、国民の休日等
営業時間	9：00 ～ 20：00

サービス提供時間	1 単位 9 : 00～12 : 10 2 単位 13 : 10～16 : 20 3 単位 16 : 30～19 : 40
----------	---

「苦情申立窓口」（TEL : 0563-65-0411）

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 月 ～ 金 午前 9 時～午後 5 時まで ご利用方法 電話にて受付いたします 担当者：高濱直也
その他関係機関	西尾市健康福祉部 長寿課 TEL 0563-65-2119 愛知県国民健康保健団体連合会介護保険室 TEL 052-971-4165

「非常災害時の対策」

消防法施行規則第 3 条に規定する計画と風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき対応します。また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行います。

「事故発生時の対応」

事故発生時には、本契約書、第 1 2 条に基づき対応を行います。

「緊急時の対応」

緊急時には、利用者の主治医に連絡する、医療機関において受診していただくなどの対応を行います。

「第三者評価の実施状況について」

実施なし

「ご利用の際に留意いただく事項」

居室・設備・器具の利用	施設内の設備や器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	原則としてご自身での管理をお願いしております。そのため、現金や貴重品は最小限とし盗難にご注意してください。
利用中の安全性	事業所は利用者様に対し、安全な環境整備や職員の配慮などを行っておりますが、それでもなお、利用中に、転倒や体調の悪化などの予測し得ない事象が起こりえます。利用時には、その点をご留意いただくようお願いしております。
体調の悪化時	緊急時には、上記「緊急時の対応」を行いますが、サービス利用前やサービス利用中において体調の悪化や感染性の疾患が発症した場合などには、利用中止のお願いをすることがありますのでご了承ください。
医療機関への受診	利用中において止むを得ず医療機関を受診する場合は、外部医療機関、併設医療機関に関わらず、原則として、ご家族に対応をお願いしております。
キャンセル	利用をキャンセルする場合には、送迎の関係上、当日 8 時 00 分までに、事業所へご連絡下さい。

※ サービス内容説明書については別紙参照

※